

〔資 料〕

最近の防衛関係費をめぐる財政問題（Ⅳ）

——防衛費 GDP 比3.5%財政のシミュレーション——

梅 原 英 治*

（目次）

はじめに——NATO ハーグ宣言と日本への影響——

I. NATO の国防費の新基準と日本の「安保3文書」

II. 防衛費 GDP 比3.5%で財政はどうなるか（1）

——シミュレーションの前提——

III. 防衛費 GDP 比3.5%で財政はどうなるか（2）

——シミュレーションの計算方法——

IV. 防衛費 GDP 比3.5%で財政はどうなるか（3）

——シミュレーションの結果——

V. 防衛費 GDP 比3.5%で財政はどうなるか（4）

——3.5%目標は財政破たんの道——

おわりに——財政法制定時の担当課長が念願したこと——

<訳語について>

① 日本の防衛省や防衛関係費（防衛費）と対比するため、NATO 文書の defence は「国防」と訳した。Defence Expenditure（国防費）、MOD（国防省）など。

② NATO ハーグ宣言の“core defence requirements”は「中核的国防支出」，“defence-and security-related spending”は「国防・安全保障関連支出」と訳した。

はじめに——NATO ハーグ宣言と日本への影響——

NATO（北大西洋条約機構）は2025年6月24～25日にオランダのハーグで開いた首脳会合において、国防費（Defence Expenditure）の目標値を現在の GDP（国内総生産）比2%（2014年ウェールズ首脳会合合意，2024年までに達成）から、「中核的国防支出並びに国防・安全保障関連支出（core defence requirements as well as defence-and security-related spending）」合わせた新基準で GDP 比5%へ引き上げ，2035年までに達成することを決定した¹⁾。5%の中身については後述する。

アメリカ・トランプ政権のレビット大統領報道官は直後の記者会見で、「NATO の同盟

* 大阪経済大学名誉教授

1) NATO, *The Hague Summit Declaration*, 25 Jun. 2025.

<https://www.nato.int/cps/en/natohq/official_texts_236705.htm>

国にできるなら、アジア太平洋地域の同盟国、友好国にもできるはずだ」と述べた²⁾。ヘグセス国防長官はそれよりも早く6月18日の米議会証言で、新基準をNATOに求めるとともに、これは「世界基準」だとして、日本を含む「インド太平洋地域の同盟国」にも求めると発言した³⁾。

石破首相は当初、ハーグ首脳会合に出席する予定だったが、事前に新目標での合意の情報を入手したのか、急遽、出席を取りやめた。7月20日投票の参議院議員選挙を前にして、アメリカに防衛費の引き上げを迫られるのを懸念したためと言われている⁴⁾。

すでに6月20日、英紙「ファイナンシャル・タイムズ」(電子版)は、トランプ政権が日本に対し非公式にGDP比3.5%への引き上げを打診してきたため、7月1日に予定されていた「2+2」(日米安全保障協議委員会、両国の外相・防衛相による会合)が中止されたと報じていた⁵⁾。

2025年2月の日米首脳会談で石破首相が2027年度以降の防衛力増強を表明した後も、トランプ政権は日本に防衛費を対GDP比3%への増額や在日米軍経費負担の増額を求めており⁶⁾、いずれ3.5%への引き上げを求めてくるに違いない。

参議院議員選挙の結果、自民・公明両党は議席を大きく減らし、参議院でも少数与党となり、政局は複雑に動いている。右寄りの国民民主党や参政党が議席を大幅に増やし、これに日本維新の会、日本保守党、NHK党を含めると、日米同盟に賛成で憲法9条の改定を唱える政党の議員が全体として増えたと言える。

2022年12月に決定された「安保3文書」(国家安全保障戦略・国家防衛戦略・防衛力整備計画)は「おおむね10年」を期間としているが、防衛費GDP比2%の射程は2027年度までだ。2028年度以降の防衛費のあり方については本稿執筆時点(2025年8月末)では不明だが、動きもあるようだ⁷⁾。

そもそも現行3文書による防衛費GDP比2%の決定は、加盟国でもないのにNATOの2%基準に従ったものである⁸⁾。今後、アメリカからの圧力や国内の政治状況などを勘案すれば、NATOの新基準である3.5%についても「自発的隷従」する可能性は否定できない。防衛費をGDP比3.5%に増額した場合に財政がどうなるかを検討する必要がある。

本稿の課題は、防衛費をGDP比3.5%に増額した場合、財政がどうなるかをシミュレー

2) 「しんぶん赤旗」2025年6月30日。

3) 同上、2025年6月22日。

4) 「朝日新聞」2025年6月26日。

5) 「朝日新聞」2025年6月22日。

6) コルビー国防次官は2025年3月4日、に連邦上院軍事委員会で、日本は防衛費をGDP比3%まで増やすべきだと主張した(「産経新聞」2025年3月5日11:00)。

7) 防衛力整備計画の前提である「国家防衛戦略」の前倒し改定を統合幕僚長が提起している(「日本経済新聞」2025年4月4日)。防衛力整備計画の前倒し・増額改定を意味することは言うまでもない。

8) 詳しくは、拙稿「最近の防衛関係費をめぐる財政問題」『大阪経大論集』第73巻第5号、2023年1月、29～32ページ、を参照されたい。

トし、経済・財政や国民生活への影響を明らかにすることである。

以下、Ⅰでは NATO の新決定を検討した上で、Ⅱでシミュレーションの前提、Ⅲでシミュレーションの計算方法、Ⅳでシミュレーションの結果を整理する。そして、Ⅴで、改めて現行防衛力整備計画の財源確保策が大量の国債に依存したものであることを明らかにした上で、それを大きく上回る GDP 比3.5%への増額が亡国の道であることを示す。

1. NATO の国防費の新基準と日本の「安保3文書」

（1）NATO 加盟国の国防費の現状——新基準は茨の道

ハーグ宣言は、アメリカのトランプ政権が、欧州の防衛はアメリカに頼らず欧州諸国だけでやるべきだという「自立」論を唱え、NATO 集団防衛からの離脱をほのめかし、従わなければ高関税を課すという脅しを背景にしたもので、アメリカ以外の加盟国はトランプ大統領を NATO に引き留め、なだめるために要求を飲んだものである。実際、トランプ大統領は、合意に加わらなかったスペインに対し、即座に関税を2倍に引き上げると言った⁹⁾。

いずれにせよ、GDP 比5%の国防費は NATO 加盟国にとって相当な重荷である。NATO 加盟国の国防費の対 GDP 比を見ると（表1）、ロシアのウクライナ侵略前の2019年では GDP 比2%のガイドラインを達成していたのは7か国にすぎない。ウクライナ侵略後、各国は国防費を増やし、ようやく2025年（推計値）で31の加盟国すべてが2%を達成するが、2.00%ぎりぎりの国が7か国ある。

こうした状況から出発して5%基準を達成するには相当ハードな財政運営を行わねばならず、国債の増発（金利の上昇）、社会保障費などの削減（生活の困窮と社会の分断）、付加価値税などの増税（不況と高物価の同時進行＝スタグフレーション）など、茨の道が待ち受けている。下手をすれば、「トラス・ショック」¹⁰⁾ がヨーロッパを覆いかねない。もちろん、2035年までにはトランプ大統領も退任し、アメリカも変化すると見込んでのことなのだろうが……。

（2）「中核的国防支出」と「防衛・安全保障関連支出」について

さて、NATO 新目標の5%の中身を見てみよう（ハーグ宣言は拙訳）。

ハーグ宣言は第2項で、「同盟国は2035年までに GDP の年間5%を中核的国防支出並びに国防・安全保障関連支出に投資することを約束する」と書いた後、その5%の中身について第3項で、「同盟国は、この5%の約束が国防投資の2つの重要なカテゴリーから構成されることに合意する。同盟国は、NATO 国防費に関する合意された定義に基づき、2035年までに少なくとも GDP の3.5%を中核的国防支出の財源確保と NATO 国防能力目

9) 「日本経済新聞」, 「朝日新聞」2025年6月26日。

10) 2022年9月、ボリス・ジョンソン首相に代わって新たにイギリスの首相に就いたリズ・トラス氏が財政的裏付けのない成長戦略を発表したため、市場が反応して急激な金利高（債券安）・ポンド安・株安のトリプル安を招き、わずか在任1か月半で辞任に追い込まれた事件。

表1 NATO加盟国の国防費のGDP比

(単位: %)

順位	国名	NATO 加盟年	2014年 ①	2019年 ②	2025年 ③	増減 ②－①	増減 ③－①
1	ポーランド	1999	1.86	1.96	4.48	0.10	2.52
2	リトアニア	2004	0.88	1.98	4.00	1.10	2.02
3	ラトビア	2004	0.97	2.09	3.73	1.12	1.64
4	エストニア	2004	1.90	2.00	3.38	0.10	1.38
5	ノルウェー	1949	1.54	1.84	3.35	0.30	1.51
6	アメリカ	1949	3.71	3.49	3.22	▲ 0.22	▲ 0.27
7	デンマーク	1949	1.15	1.30	3.22	0.15	1.92
8	ギリシャ	1952	2.24	2.42	2.85	0.18	0.43
9	フィンランド	2023	1.46	1.46	2.77	0.00	1.31
10	スウェーデン	2024	1.07	1.04	2.51	▲ 0.03	1.47
11	オランダ	1949	1.12	1.29	2.49	0.17	1.20
12	イギリス	1952	2.14	2.08	2.40	▲ 0.06	0.32
13	トルコ	1949	1.45	1.85	2.33	0.40	0.48
14	ルーマニア	2004	1.35	1.83	2.28	0.48	0.45
15	ブルガリア	2004	1.31	3.14	2.06	1.83	▲ 1.08
16	ハンガリー	1999	0.86	1.33	2.06	0.47	0.73
17	フランス	1949	1.82	1.82	2.05	0.00	0.23
18	スロバキア	2004	0.98	1.70	2.04	0.72	0.34
19	クロアチア	2009	1.81	1.60	2.03	▲ 0.21	0.43
20	モンテネグロ	2017	1.50	1.33	2.03	▲ 0.17	0.70
21	スロベニア	2004	0.98	1.06	2.02	0.08	0.96
22	アルバニア	2009	1.33	1.27	2.01	▲ 0.06	0.74
23	イタリア	1949	1.13	1.17	2.01	0.04	0.84
24	カナダ	1949	1.01	1.29	2.01	0.28	0.72
25	ポルトガル	1949	1.31	1.37	2.00	0.06	0.63
26	ドイツ	1955	1.16	1.33	(2.00)	0.17	(0.67)
27	北マケドニア	2020	1.09	1.16	2.00	0.07	0.84
28	ベルギー	1949	0.97	0.89	2.00	▲ 0.08	1.11
29	チェコ	1999	0.94	1.16	2.00	0.22	0.84
30	スペイン	1982	0.92	0.90	2.00	▲ 0.02	1.10
31	ルクセンブルク	1949	0.37	0.55	2.00	0.18	1.45
32	アイスランド	1949	—	—	—	—	—
NATO ヨーロッパ+カナダ			1.40	1.51	2.27	0.11	0.76
NATO 全体			2.56	2.52	2.76	▲ 0.04	0.24

(出所) NATO, Defence Expenditure of NATO Countries (2014-2025), p. 9, Press Release, 27 August 2025, より作成。

- (注) 1. 2021年価格。2024, 2025年は推計値。アイスランドは軍隊を持たない。
 2. ドイツの2025年のGDP比「2.00%」は原表(表3, p. 9)では「……」となっていて、数字が入っていない。ただ、同資料の図4(p. 4)では「2.00%」としている。そこでは、脚注で、「ドイツは少なくともGDP 2%の国防支出を行う政治的約束をしているが、それは議会で2025年度国家予算が承認された時にのみ数字を達成できる」と記している。

標(the NATO Capability Targets)の達成に充てる。同盟国は、この目標達成に向けた信頼性の高い段階的の道筋を示す年次計画を提出することに合意する。同盟国は、特に重要インフラストラクチャーの保護、ネットワークの防衛、民間の軍備と強靱性の確保、イノベーションの促進、そして国防産業基盤の強化のため、毎年GDPの1.5%まで拠出する」と説明している¹¹⁾。

つまり、GDP比5%は「中核的国防支出」3.5%と「国防・安全保障関連支出」1.5%からなる。後者は「重要インフラストラクチャーの保護、ネットワークの防衛、民間の軍備と強靱性の確保、イノベーションの促進、そして国防産業基盤の強化」への支出という。

11) NATO, *The Hague Summit Declaration*, 25 Jun. 2025.

前者の「中核的国防支出」は従来定義の国防費に相当するようだが、「国防・安全保障関連支出」と重なるものもあるようだ。NATO の国防費は以下のように定義されている（拙訳）¹²⁾。

①「NATO は、国防費を、自国の軍隊、同盟国の軍隊、または同盟国の軍隊のニーズを満たすために政府が行う支出と定義している。国防費の主要な構成要素は、国防省（MoD）の予算から賄われる軍隊への支出である。軍隊には、陸海空軍に加え、行政・司令部、特殊作戦部隊、医療部隊、兵站司令部、宇宙司令部、サイバー司令部などの統合部隊が含まれる。また、内務省軍、国家警察、憲兵隊、カラビニエリ [carabinieri, イタリアの国家憲兵・国家治安部隊]、沿岸警備隊などの「その他の部隊」も含まれる場合がある。このような場合、支出は、軍事戦術の訓練を受け、軍隊として装備され、展開された作戦において軍の直接の権限の下で活動でき、現実的に軍隊を支援するために国外に展開できる部隊の割合に応じてのみ計上される。また、国防省以外の省庁の予算から賄われるその他の部隊への支出も国防費に含まれる。」

②「政府が退役軍人および軍部所属の文民職員（civilian employees of military departments）に直接支払う年金は、国防省予算か他省庁予算かに関わらず、国防費に含まれる。」

③「平和維持活動および人道支援活動（国防省または他省庁が負担）、武器、装備および弾薬の破壊、NATO が管理する適格信託基金（eligible NATO-managed trust funds）への拠出、ならびに装備破壊の検査および管理に関連する費用は、国防費に含まれる。」

④「研究開発（R&D）費は国防費に含まれる。また、R&D 費は装備品の生産に成功しなかったプロジェクトへの支出も含まれる。」

⑤「軍民混合活動における軍事的要素への支出（Expenditure for the military component of mixed civilian-military activities）は、軍事的要素が具体的に計上または推定できる場合にのみ含まれる。」

⑥「NATO 共通インフラストラクチャーへの支出は、当該国の純拠出額の範囲内でのみ、各同盟国の国防費総額に含まれる。」

⑦「戦争被害補償金（war damage payments）と民間の国防支出（spending on civil defence）は両方とも NATO の国防費の定義から除外される。」

したがって、④の研究開発費は「国防・安全保障関連支出」の中の「イノベーションの促進」、⑥の「NATO 共通インフラストラクチャーへの支出」は「重要インフラストラクチャーの保護」とも関連するように思われる。

なお、財務省の資料によれば、NATO 定義に従った日本の“国防費”の規模について、「恩給費、PKO 関連経費、海上保安庁予算等の安全保障に関連する経費を含めて機械的に防衛省が試算したもの」では、2021年で614億ドル（6.9兆円程度、1ドル＝113円換算）、

12) NATO, *Defence Expenditure of NATO Countries (2014-2025)*, 28 Aug. 2025, p. 16.

<https://www.nato.int/cps/en/natohq/news_237171.htm>

対 GDP 比1.24%とのことである¹³⁾。

(3) 日本の「安保3文書」における防衛費

——「防衛力の抜本的強化とそれを補完する取組」について

ところで、この NATO の新基準の「中核的国防支出」と「国防・安全保障関連支出」という組み合わせは、日本の安保3文書が GDP 比2%の目標とする防衛費、すなわち、「防衛力の抜本的強化とそれを補完する取組」の組み合わせとどこことなく似ている。

2022年12月16日決定の「国家安全保障戦略」は、「かつてない規模と内容」で自衛隊の体制整備や防衛に関する施策に取り組むとして、「必要とされる防衛力の内容を積み上げた上で、同盟国・同志国等との連携を踏まえ、国際比較のための指標も考慮し、我が国自身の判断として、2027年度において、防衛力の抜本的強化とそれを補完する取組をあわせ、そのための予算水準が現在の国内総生産（GDP）の2%に達するよう、所要の措置を講ずる」¹⁴⁾ こととした。

つまり、「防衛力の抜本的強化とそれを補完する取組をあわせ」た防衛費（Ⅱ（3）で「総合防衛費」と名付ける）を2027年度に「現在」の GDP 比で2%とするということだ。「現在」とは、安保戦略の決定時、つまり2022年度の GDP ということになる。政府経済見通しでは560.2兆円で、その2%は11.2兆円（丸めて11兆円程度）である¹⁵⁾。

さて、「防衛力の抜本的強化」を「補完する取組」とは何を指すのだろうか。国家安全保障戦略では、上記の文章のすぐ後ろで「防衛力の抜本的強化を補完し、それと不可分一体のものとして、研究開発、公共インフラ整備、サイバー安全保障、我が国及び同志国の抑止力の向上等のための国際協力の四つの分野における取組を関係省庁の枠組みの下で推進し、総合的な防衛体制を強化する」¹⁶⁾ と書いている。それゆえ、「補完する取組」とは「研究開発、公共インフラ整備、サイバー安全保障、我が国及び同志国の抑止力の向上等のための国際協力の四つの分野における取組」を指すように読める。しかし、そうではないようだ。

防衛省の『防衛白書（令和6年版）』は、「2027年度における防衛力の抜本的強化とそれを補完する取組をあわせた予算水準（安全保障に関連する経費）について、2%という目標を示すこととしました」¹⁷⁾ と述べた後、次のように書いている（文中の①，②，（A），（B）は梅原の追加）。

「このうち、①防衛力の抜本的強化のための経費として、防衛力整備計画対象経費につ

13) 財務省「防衛」財政制度等審議会歳出改革部会資料，2022年4月20日，8ページ。これについては、拙稿「最近の防衛関係費をめぐる財政問題（Ⅲ）」『大阪経大論集』第75巻第6号，2025年3月，155ページの注64も参照されたい。

14) 国家安全保障会議・閣議決定「国家安全保障戦略」2022年12月16日，19ページ。

15) 閣議了解「令和5年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」2022年12月22日，1ページ。

16) 前掲「国家安全保障戦略」19ページ。

17) 防衛省『防衛白書（令和6年版）』日経印刷株式会社，2024年8月，235ページ。

いては、2027年度において8.9兆円程度となることを見込んでいます。また、②補完する取組の経費については、（Ａ）まず、歴代の政権で、これまで NATO 定義を参考にしつつ、安全保障に関連する経費として仮に試算してきた際の項目をベースに試算すれば、SACO 関係経費・米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分に関する経費は0.2兆円程度、関係省庁所管分は海上保安庁予算や PKO 関連経費などを念頭において0.9兆円程度となることを見込んでいます。（Ｂ）また、総合的な防衛体制を強化するための取組（研究開発、公共インフラ整備、サイバー安全保障、わが国と同志国の抑止力向上などのための国際協力）に関する経費については、1兆円程度となることを見込んでいます。」¹⁸⁾

この文章によれば、「防衛力の抜本的強化とそれを補完する取組」の経費（2027年度合計11兆円程度）は、

①の「防衛力の抜本的強化のための経費」として「防衛力整備計画対象経費」（8.9兆円程度）、

②の「補完する取組」の（Ａ）として「SACO 関係経費・米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分に関する経費」（0.2兆円程度）と「海上保安庁予算や PKO 関連経費など」（0.9兆円程度）、

②の「補完する取組」の（Ｂ）として「総合的な防衛体制を強化するための取組（研究開発、公共インフラ整備、サイバー安全保障、わが国と同志国の抑止力向上などのための国際協力）に関する経費」（1兆円程度）、

の3つからなり、3つ合計して11兆円程度ということである。

ただし、②の（Ａ）については、国家安全保障戦略ではそのような書き方をしていないし、防衛力整備計画にもそういう文章はない。いわば「内輪」（防衛省と財務省）しか分からないものだ。明瞭性に欠き、財政民主主義的に問題があるといえよう。

それはさておき、NATO の新基準との関係では、「国防・安全保障関連支出」のうち「重要インフラストラクチャーの保護」・「ネットワークの防衛」・「イノベーションの促進」は、日本の②「補完する取組」の（Ｂ）の「研究開発、公共インフラ整備、サイバー安全保障」が対応するだろう。

また、NATO 新基準の「民間の備えと強靱性の確保」は、日本の①「防衛力の抜本的強化」（＝防衛力整備計画対象経費）の中の「持続性・強靱性」関係経費が、同じく新基準の「防衛産業基盤の強化」は、日本の①の中の「防衛生産基盤・技術基盤の強化、防衛装備移転の推進」関係経費が、それぞれ該当する。

以上のように、中身は異なるが、NATO 新基準の「中核的国防支出」と「国防・安全保障関連支出」という組み合わせが、日本の安保3文書における「防衛力の抜本的強化とそれを補完する取組」という組み合わせと類似した形になっているのは興味深いところである。

とはいえ、NATO 新基準の2つのカテゴリー「中核的国防支出」と「国防・安全保障

18) 同上。

関連支出」が日本ではそれぞれいくらになるかについての試算はいろいろ探してみたが、本稿執筆時点（2025年8月）では見つからないので、この話はここまで留めざるを得ない。シミュレーションの目標を5%でなく3.5%にした主たる理由もここにある。

以下では、防衛費を対GDP比3.5%に増額すれば、財政がどのように変容するか、シミュレートする。

Ⅱ. 防衛費GDP比3.5%で財政はどうなるか（1）

——シミュレーションの前提——

まず、シミュレーションのいくつかの前提について述べておこう。

（1）新しい整備計画の計画期間——2年前倒しケースと1年前倒しケース——

シミュレーションは、開始時期が異なる2つのケースについて行う。

1つは、2027年度までの防衛力整備計画を2年前倒しして2025年12月頃に改定し、2026年度から新たに開始するケースである。3.5%目標はNATOと同じく2035年度に達成するとして、新しい整備計画の計画期間は2026年度から2035年度までの10年間とする。

もう1つは、1年前倒しの2026年12月頃に改定して、2027年度から新たに開始するケースで、目標達成は同じく2035年度として、計画期間は2027年度から2035年度までの9年間とする。前の中期防衛力整備計画は1年前倒しに改定されたので、このケースの可能性が高いように思われる（トランプ政権から早い対応を催促されそうだが）。

（2）使用するデータ

シミュレーションのベースとなる経済・財政に関するデータは、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」（2025年8月）の「過去投影ケース」を用いる。

この資料は2023～34年度の主要な経済・財政指標を推計したもので、2023年度は実績・決算、2024年度は実績見込み・決算概要、2025、26両年度は見通しだが、2027年度以降については3つのケース、すなわち、「過去投影ケース」、「成長移行ケース」、「高成長実現ケース」に分けて試算している¹⁹⁾。

このうち、「過去投影ケース」は、全要素生産性（TFP）の上昇率（端的には経済成長率）が直近の景気循環（2012年10-12月期～2020年4-6月期）の平均のもので、3つのケースの中では最も低い。TFP上昇率の高い「成長移行ケース」（1980年4-6月期～2020年4-6月期の40年間の平均まで高まると想定）もあるが、いまさら1980年代のバブル経済が再現するとは思えない。TFP上昇率がさらに高い「高成長実現ケース」（デフレ状況に入る前の1980年4-6月期～1999年1-3月期の平均まで高まると想定）もあるが、想定に現実的意味が感じられず、しかも財政指標については試算されていないので使えない。

19) 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」2025年8月。使用データは20～21ページ。以下の3つのケースについての説明は1ページを参照。

こうした理由から「過去投影ケース」を使用する次第である。

なお、いずれのケースも2034年度までしか試算されていないので、計画期間は2035年度までだが、シミュレーションは2034年度までとなる。

（３）「総合防衛費」の定義

対 GDP 比3.5%目標という防衛費は、国家安全保障戦略と同じく「防衛力の抜本的強化とそれを補完する取組」とする。これを「総合防衛費」と名付ける。

具体的には、防衛力整備計画対象経費に、SACO 関係経費、米軍再編関係経費を加え、関係省庁所管の海上保安庁予算や国連 PKO 関係費などを加算し、さらに「補完する取組」として防衛関係の研究開発、公共インフラ整備、サイバー安全保障、政府安全保障援助（OSA）の４つを含めたものである（Ⅰの（３）、参照）。

防衛省によれば、2025年度の「防衛力の抜本的強化とそれを補完する取組」の規模は総額9.9兆円、GDP 比で約1.8%ということなので²⁰⁾、2025年度は9.9兆円とする。

Ⅲ．防衛費 GDP 比3.5%で財政はどうなるか（２）

——シミュレーションの計算方法——

次に、防衛費を GDP 比3.5%へ増額した場合の歳出・歳入額の計算方法について説明する。２年前倒しケースは表２－１、１年前倒しケースは表２－２を参照されたい。

（１）総合防衛費の目標額の算出（各表のＡ）

まず、総合防衛費の目標指標となる対 GDP 比という GDP だが、安保戦略と同じく「現在」の名目 GDP とする。

2025年12月頃に改定する２年前倒しケースでは、「現在」は2025年度になり、名目 GDP は637.5兆円、その3.5%は22.3兆円になる。

また、2026年12月頃に改定する１年前倒しケースでは、「現在」は2026年度になり、名目 GDP は654.6兆円、その3.5%は22.9兆円である。

なお、総合防衛費の増額による経済などへの影響はないものとする。

（２）総合防衛費の各年度額の算定（各表のＢ）

< ２年前倒しケース >

2025年度の総合防衛費は9.9兆円程度なので、2035年度22.3兆円とは12.4兆円の差がある。それを10年間の均等割にして各年度に上乗せしていく。すると、2026年度は11.1兆円、2027年度は12.4兆円、……というように各年度の総合防衛費が算出される。

20) 防衛省『防衛白書（令和 7 年版）』日経印刷株式会社，2025年 8 月，225 ページ。

表 2 - 1 総合防衛費 GDP 比3.5%への増額シミュレーションの計算方法の説明（2年前倒しケース）

(単位：兆円、%)

区分	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度	2031 年度	2032 年度	2033 年度	2034 年度	2035 年度
A. 総合防衛費の目標値の算出											
名目 GDP (※) ×3.5%	637.5 22.3	654.6	661	667.1	673.2	679.1	684.7	690.2	695.6	700.8	
B. 総合防衛費の各年度額の算出											
総合防衛費 (2%目標)	9.9	10.6	11.2	12.4	13.6	14.9	16.1	17.3	18.6	19.8	21.1
総合防衛費 (3.5%目標)	9.9	11.1	12.4	13.6	14.9	16.1	17.3	18.6	19.8	21.1	22.3
C. 総合防衛費を除く「その他の歳出」の算出											
その他歳出 (※)	29.8	33.1	33.4	33.2	33.5	33.8	34.1	34.4	34.7	35.0	35.0
対前年度増減額		3.3	0.3	▲0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
その他の歳出	19.9	23.2	23.5	23.3	23.6	23.9	24.2	24.5	24.8	25.1	25.1
D. 残りの歳出項目と歳出総額の算出											
社会保険関係費 (※)	38.3	39.1	39.8	40.5	41.2	41.8	42.4	43.0	43.7	44.3	44.3
地方交付税等 (※)	18.9	20.6	21.1	21.2	21.3	21.4	21.5	21.5	21.7	21.8	21.8
国債費 (※)	28.2	29.0	31.3	32.9	34.3	35.8	37.3	38.7	40.0	41.1	41.1
総合防衛費	9.9	11.1	12.4	13.6	14.9	16.1	17.3	18.6	19.8	21.1	22.3
その他の歳出	19.9	23.2	23.5	23.3	23.6	23.9	24.2	24.5	24.8	25.1	25.1
歳出総額	115.2	123.0	128.1	131.5	135.3	139.0	142.7	146.3	150.0	153.4	153.4
E. 歳入項目と国債発行額の算出 (歳出総額－税収－その他収入)											
税収 (※)	77.8	81.8	83.5	83.8	84.5	85.1	85.8	86.4	87.1	87.7	87.7
その他収入 (※)	8.7	9.3	8.8	9.0	9.2	9.3	9.4	9.6	9.7	9.9	9.9
国債発行額①	28.7	31.9	35.8	38.7	41.6	44.6	47.5	50.3	53.2	55.8	55.8
F. 国債発行の追加額の算出											
元のデータの歳出合計 (※)	115.2	121.8	125.6	127.8	130.3	132.8	135.2	137.6	140.0	142.3	142.3
元の国債発行額②	28.7	30.7	33.3	35.0	36.6	38.4	40.0	41.6	43.2	44.7	44.7
国債発行の追加額 (①－②)	0.0	1.2	2.5	3.7	5.0	6.2	7.5	8.7	10.0	11.1	11.1
G. 国債費の追加額の算出											
名目長期金利 (%)	1.5	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.6
国債費の追加額	0.00	0.02	0.04	0.06	0.09	0.11	0.13	0.15	0.17	0.18	0.18
H. 国債費の追加額を加えた新たな国債費、歳出合計、国債発行額											
新たな国債費	28.2	29.0	31.3	33.0	34.4	35.9	37.4	38.8	40.2	41.3	41.3
新たな歳出合計	115.2	123.1	128.1	131.6	135.4	139.1	142.9	146.4	150.2	153.6	153.6
新たな国債発行額	28.7	32.0	35.8	38.8	41.7	44.7	47.7	50.4	53.4	56.0	56.0

(出所) 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」2025年8月7日経済財政諮問会議提出) をもとに算出。

(注) ※は内閣府の元データのまゝ。

表 2 - 2 総合防衛費 GDP 比3.5%への増額シミュレーションの計算方法の説明（1年前倒しケース）

（単位：兆円、%）

区分	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度	2031 年度	2032 年度	2033 年度	2034 年度	2035 年度
A. 総合防衛費の目標値の算出											
名目 GDP (※) ×3.5%	637.5	654.6 22.9	661	667.1	673.2	679.1	684.7	690.2	695.6	700.8	
B. 総合防衛費の各年度額の算出											
総合防衛費（2 %目標）	9.9	10.6	11.2								
総合防衛費（3.5 %目標）	9.9	10.6	11.9	13.3	14.7	16.0	17.4	18.8	20.2	21.5	22.9
C. 総合防衛費を除く「その他の歳出」の算出											
その他歳出 (※)	29.8	33.1	33.4	33.2	33.5	33.8	34.1	34.4	34.7	35.0	
対前年度増減額		3.3	0.3	▲0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	
その他の歳出	19.9	22.5	22.8	22.6	22.9	23.2	23.5	23.8	24.1	24.4	
D. 残りの歳出項目と歳出総額の算出											
社会保険関係費 (※)	38.3	39.1	39.8	40.5	41.2	41.8	42.4	43.0	43.7	44.3	
地方交付税等 (※)	18.9	20.6	21.1	21.2	21.3	21.4	21.5	21.5	21.7	21.8	
国債費 (※)	28.2	29.0	31.3	32.9	34.3	35.8	37.3	38.7	40.0	41.1	
総合防衛費	9.9	10.6	11.9	13.3	14.7	16.0	17.4	18.8	20.2	21.5	22.9
その他の歳出	19.9	22.5	22.8	22.6	22.9	23.2	23.5	23.8	24.1	24.4	
歳出総額	115.2	121.8	127.0	130.5	134.4	138.3	142.2	145.8	149.7	153.2	
E. 歳入項目と国債発行額の算出（歳出総額－税収－その他収入）											
税収 (※)	77.8	81.8	83.5	83.8	84.5	85.1	85.8	86.4	87.1	87.7	
その他収入 (※)	8.7	9.3	8.8	9.0	9.2	9.3	9.4	9.6	9.7	9.9	
国債発行額①	28.7	30.7	34.7	37.7	40.7	43.9	47.0	49.8	52.9	55.6	
F. 国債発行の追加額の算出											
元のデータの歳出合計 (※)	115.2	121.8	125.6	127.8	130.3	132.8	135.2	137.6	140.0	142.3	
元の国債発行額②	28.7	30.7	33.3	35.0	36.6	38.4	40.0	41.6	43.2	44.7	
国債発行の追加額 (①－②)	0.0	0.0	1.4	2.7	4.1	5.5	7.0	8.2	9.7	10.9	
G. 国債費の追加額の算出											
名目長期金利 (%)	1.5	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.6	
国債費の追加額	0.00	0.00	0.02	0.05	0.07	0.09	0.12	0.14	0.17	0.18	
H. 国債費の追加額を加えた新たな国債費、歳出合計、国債発行額											
新たな国債費	28.2	29.0	31.3	32.9	34.4	35.9	37.4	38.8	40.2	41.3	
新たな歳出合計	115.2	121.8	127.0	130.6	134.5	138.4	142.3	146.0	149.9	153.4	
新たな国債発行額	28.7	30.7	34.7	37.8	40.8	44.0	47.1	50.0	53.1	55.8	

（出所）内閣府「中長期の経済財政に関する試算」2025年8月7日経済財政諮問会議提出）をもとに算出。

（注）※は内閣府の元データのまゝ。

＜1年前倒しケース＞

1年前倒しケースについては、現行計画上で2026年度の総合防衛費を求める必要がある。2022年12月16日決定の安保戦略は2027年度に「現在」のGDP比2%達成を目標とするが、その際の「現在」は2022年度なので、名目GDPは560.2兆円、その2%は11.2兆円である（丸めて11兆円程度とされている）。2025年度の総合防衛費は9.9兆円程度なので、1.3兆円の差がある。それを2026、27両年度で均等割して上乗せすると、2026年度は10.6兆円になる。次に、2026年度10.6兆円と2035年度目標の22.9兆円とは12.3兆円の差があるので、これを9年間で均等割して各年度に上乗せしていくと、2027年度11.9兆円、2028年度13.3兆円、……というように各年度の総合防衛費が算出される。

（3）総合防衛費を除く「その他の歳出」の算出（各表のC）

歳出の「その他」の元データには総合防衛費を含むので、上記で算出した総合防衛費と、それを除いた「その他の歳出」とに区分けする必要がある。総合防衛費を除いた「その他の歳出」とは、「主要経費別分類」で、文教及び科学振興費、恩給関係費、公共事業関係費、経済協力費、中小企業対策費、エネルギー対策費、食料安定供給関係費、その他の事項経費、予備費から、それらの中に含まれる「防衛力の抜本的強化とそれを補完する取組」に係る経費を除いた部分を指す。

＜2年前倒しケース＞

元データの「その他」の2025年度の金額は29.8兆円、総合防衛費は9.9兆円なので、総合防衛費を除いた「その他の歳出」は19.9兆円になる。2026年度以降の「その他の歳出」については、19.9兆円を基準に元データの対前年度増減額を加算して各年度のコ額を計算する。すると、2026年度23.2兆円²¹⁾、2027年度23.5兆円、……というように各年度の「その他の歳出」が算出される。

＜1年前倒しケース＞

総合防衛費の2025、26両年度の金額は上記の通りである。総合防衛費を除いた「その他の歳出」の2025、26両年度の額は、その総合防衛費を「その他」の元データから差し引いた額とし、2027年度以降については元データの対前年度増減額を加算して計算する。すると、2026年度22.5兆円、2027年度22.8兆円、……というように各年度の「その他の歳出」が算出される。

（4）残りの歳出項目と歳出総額の算出（両ケースとも、各表のD）

社会保障関係費、地方交付税等は内閣府のデータをそのまま使う。国債費については、

21) 元データにおける歳出の「その他」は2026年度の対前年度増減額が3.3兆円の増加と大きい。防衛力強化の影響があるとしても、0.6兆円程度に留まるから、別の要因によるものようだ。内容は不明だが、そのまま加算することにした。

いったんは元データ通りとするが、（６）で再計算することになる。

以上の社会保障関係費，地方交付税等，国債費，総合防衛費，その他の歳出を合計して「歳出総額」とする。

（５）歳入項目と国債発行額の算出（両ケースとも，各表のＥ）

税収，その他収入は内閣府のデータをそのまま使う。内閣府の試算には，なぜか国債発行額がないので，「歳出総額－税収－その他収入」で国債発行額を計算する。この国債発行額も（６）で再計算する。

（６）国債発行の追加額と国債費の追加額の算出（両ケースとも，各表のＦ～Ｈ）

総合防衛費の増額によって，元データより国債発行額が多くなり，そのため（４）で元データ通りとした国債費も増えることになる。国債費の追加額については以下のように算出した。

まず，元データの「歳出合計」から税収とその他収入を引いて国債発行額の元の額を計算し，上記で求めた国債発行額との差額を「国債発行の追加額」として算出する（Ｆ）。回りくどい計算になるが，簡単には，総合防衛費の2025年度9.9兆円と2026年度以降の各年度の金額との差額（増加額）に等しい。

この国債発行の追加額だけ，国債費を元データに追加する必要がある。そこで，「国債の追加発行額×名目長期金利」を国債費の追加額とする。ところが，こうして国債費が増えると，その分さらに国債が追加発行されることになり，それによって国債費も追加され……ということを繰り返すので，計算は無限等比級数の和を求めることになるが，ここでは数字が十分小さくなる５巡（つまり５乗）までに留めて，和を計算した（Ｇ）。

こうして国債費の追加額を加えた，新たな国債費，新たな歳出合計，新たな国債発行額が導出される（Ｈ）。

Ⅳ．防衛費 GDP 比3.5%で財政はどうなるか（３）

——シミュレーションの結果——

【両ケースの留意点】

——名目長期金利が低く，国債費・国債発行額・財政規模は過少の可能性が高い——

以下，シミュレーションの結果を整理するが，あらかじめ指摘しておく要があるのは，内閣府の試算では，名目長期金利が1.5～1.7%と低いことである²²⁾。

ところが，2025年８月末の2026年度予算概算要求で，財務省は国債費の想定金利を2025年度予算の2.0%から2.6%へ0.6ポイント高めた²³⁾。

それゆえ，以下の２年前倒しケース，１年前倒しケースとも，国債費，国債発行額，お

22) 「成長移行ケース」では2034年度に3.1%，「高成長実現ケース」では同3.5%まで高まるのに，「過去投影ケース」では2034年度には前年度の1.7%から1.6%へ低下する。

23) 「日本経済新聞」2025年８月27日。

表 3 - 1 総合防衛費 GDP 比3.5%への増額シミュレーションの結果（2年前倒しケース）

区分	2025 年度①	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度	2031 年度	2032 年度	2033 年度	2034 年度②	①→② 変化幅
金額 (兆円)											
社会保険関係費	38.3	39.1	39.8	40.5	41.2	41.8	42.4	43.0	43.7	44.3	(倍)
歳出											
地方交付税等	18.9	20.6	21.1	21.2	21.3	21.4	21.5	21.5	21.7	21.8	1.15
国債費	28.2	29.0	31.3	33.0	34.4	35.9	37.4	38.8	40.2	41.3	1.46
総合防衛費	9.9	11.1	12.4	13.6	14.9	16.1	17.3	18.6	19.8	21.1	2.13
その他の歳出	19.9	23.2	23.5	23.3	23.6	23.9	24.2	24.5	24.8	25.1	1.26
歳入											
税収	77.8	81.8	83.5	83.8	84.5	85.1	85.8	86.4	87.1	87.7	1.13
その他歳入	8.7	9.3	8.8	9.0	9.2	9.3	9.4	9.6	9.7	9.9	1.14
国債発行額	28.7	32.0	35.8	38.8	41.7	44.7	47.7	50.4	53.4	56.0	1.95
歳入・歳出とも合計	115.2	123.1	128.1	131.6	135.4	139.1	142.9	146.4	150.2	153.6	1.33
構成比 (%)											
社会保険関係費	33.2	31.8	31.1	30.8	30.4	30.0	29.7	29.4	29.1	28.9	▲ 4.4
歳出											
地方交付税等	16.4	16.7	16.5	16.1	15.7	15.4	15.0	14.7	14.4	14.2	▲ 2.2
国債費	24.5	23.6	24.5	25.1	25.4	25.8	26.2	26.5	26.7	26.9	2.4
総合防衛費	8.6	9.1	9.7	10.4	11.0	11.6	12.1	12.7	13.2	13.7	5.1
その他の歳出	17.3	18.9	18.3	17.7	17.4	17.2	16.9	16.7	16.5	16.3	▲ 0.9
歳入											
税収	67.5	66.5	65.2	63.7	62.4	61.2	60.1	59.0	58.0	57.1	▲ 10.4
その他歳入	7.6	7.6	6.9	6.8	6.8	6.7	6.6	6.6	6.5	6.4	▲ 1.1
国債依存度	24.9	26.0	28.0	29.5	30.8	32.1	33.4	34.4	35.6	36.4	11.5
歳入・歳出とも合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0

(出所) 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」2025年 8 月 7 日経済財政諮問会議提出) をもとに算出。

よび歳出・歳入総額の推計は過少となる可能性が高いことに留意されたい。

【2年前倒しケースの結果】（表3－1）

（1）総合防衛費の目標額は現行計画の倍の22.3兆円

防衛力整備計画を2年前倒しして2025年12月頃に改定し、新たな計画期間を2026年度から2035年度までの10年間とするケースでは、「現在」のGDPが2025年度の637.5兆円になるので、2035年度の総合防衛費の3.5%目標は22.3兆円となり、次の1年前倒しケースよりわずかに（0.6兆円）少ない。それでも現行計画（11兆円程度、11.2兆円）の2倍だ。

（2）総合防衛費は2.13倍に突出して増大して20兆円を超え、

国債費は1.46倍で40兆円を上回る一方、国債発行額は1.95倍の55.9兆円に激増
試算は2034年度までにとどまるので、2025年度と2034年度を比較すると、歳出・歳入とも総額は115.2兆円から153.6兆円へ1.33倍に増大する。

歳出では、社会保障関係費や地方交付税等、その他の歳出は1.15～1.26倍にとどまるが、総合防衛費は9.9兆円から21.1兆円へ2.13倍に突出して増大し、国債費も28.2兆円から41.3兆円へ1.46倍に増える。

社会保障関係費	38.3兆円→44.3兆円（1.16倍）
地方交付税等	19.9兆円→21.8兆円（1.15倍）
国債費	28.2兆円→41.3兆円（1.46倍）
総合防衛費	9.9兆円→21.1兆円（2.13倍）
その他の歳出	19.9兆円→25.1兆円（1.26倍）

歳入では、税収とその他収入は1.13～1.14倍だが、国債発行額は28.7兆円から56.0兆円へ1.95倍に激増する。

税収	77.8兆円→87.7兆円（1.13倍）
その他収入	8.7兆円→9.9兆円（1.14倍）
国債発行額	28.7兆円→56.0兆円（1.95倍）

（3）総合防衛費は1ケタ台の8.6%から2ケタ台の13.7%へ比重を高め、

社会保障関係費は3割台から2割台へ比重を落とす一方、

税収は3分の2以上の67.5%から5割台の57.1%へ10.4ポイント低下し、

国債依存度は4分の1の24.9%から3分の1超の36.4%へ11.5ポイント高まる

構成比を見ると、財政構造の変化がよく分かる。歳出では、総合防衛費が2025年度8.6%から2034年度13.7%へ5.1ポイントも比重を高め、国債費は24.5%から26.9%へ2.4ポイント増やす一方、社会保障関係費は3割台の33.2%から2割台の28.9%へ4.4ポイント、地方交付税等も2.2ポイント、その他の歳出も0.9ポイント比重を落として、歳出構造全体が「バターより大砲（国民生活より軍備拡充）」の軍拡優先構造に変じている。

社会保障関係費 33.2%→28.9%（▲4.4%ポイント）

地方交付税等	16.4%→14.2% (▲2.2%ポイント)
国債費	24.5%→26.9% (+2.4%ポイント)
総合防衛費	8.6%→13.7% (+5.1%ポイント)
その他の歳出	17.3%→16.3% (▲0.9%ポイント)

歳入では、全体の3分の2を超える67.5%を占めていた税収が6割を下回る57.1%へ10.4ポイントも激減する一方で、国債依存度は4分の1の24.9%から3分の1を超える36.4%へ11.5ポイントも激増して、国債への依存を大きく深める。

税収	67.5%→57.1% (▲10.4%ポイント)
その他歳入	7.6%→6.4% (▲1.1%ポイント)
国債発行額	24.9%→36.4% (+11.5%ポイント)

まさに軍拡に突出した財政運営により、国民生活関連予算を犠牲にした上、財政危機を深めることが鮮明となる。

【1年前倒しケースの結果】(表3-2)

(1) 総合防衛費の目標額は現行計画の2倍を超える22.9兆円

防衛力整備計画を1年前倒しして2026年12月頃に改定し、新たな計画期間を2027年度から2035年度までの9年間とするケースでは、「現在」のGDPが2026年度の654.6兆円なので、2035年度の総合防衛費の3.5%目標は22.9兆円となる。2年前倒しケースよりわずかに(0.6兆円)多く、現行計画(11兆円程度、11.2兆円)の2倍を上回る規模になる。

(2) 総合防衛費は2.18倍も突出して増大して20兆円を超え、

国債費は1.46倍で40兆円を上回る一方、国債発行額は55.8兆円へほぼ倍増

2025年度と2034年度を比較すると、歳出・歳入とも総額は115.2兆円から153.4兆円へ1.33倍に増大する。

歳出では、社会保障関係費や地方交付税等、その他の歳出は1.15～1.23倍に増えるが、総合防衛費は9.9兆円から21.5兆円へ2.18倍に突出した激増で、国債費も28.2兆円から41.3兆円へ1.46倍に増大する。

社会保障関係費	38.3兆円→44.3兆円 (1.16倍)
地方交付税等	19.9兆円→21.8兆円 (1.15倍)
国債費	28.2兆円→41.1兆円 (1.46倍)
総合防衛費	9.9兆円→21.5兆円 (2.18倍)
その他の歳出	19.9兆円→24.4兆円 (1.23倍)

歳入では、税収とその他収入は1.13～1.14倍だが、国債発行額が28.7兆円から55.8兆円へほぼ倍増(1.94倍)する。

税収	77.8兆円→87.7兆円 (1.13倍)
その他収入	8.7兆円→9.9兆円 (1.14倍)
国債発行額	28.7兆円→55.8兆円 (1.94倍)

表 3 - 2 総合防衛費 GDP 比3.5%への増額シミュレーションの結果（1年前倒しケース）

区分	2025 年度①	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度	2031 年度	2032 年度	2033 年度	2034 年度②	①→② 変化幅
金額 (兆円)											(倍)
社会保障関係費	38.3	39.1	39.8	40.5	41.2	41.8	42.4	43.0	43.7	44.3	1.16
地方交付税等	18.9	20.6	21.1	21.2	21.3	21.4	21.5	21.5	21.7	21.8	1.15
国債費	28.2	29.0	31.3	32.9	34.4	35.9	37.4	38.8	40.2	41.3	1.46
総合防衛費	9.9	10.6	11.9	13.3	14.7	16.0	17.4	18.8	20.2	21.5	2.18
その他の歳出	19.9	22.5	22.8	22.6	22.9	23.2	23.5	23.8	24.1	24.4	1.23
税収	77.8	81.8	83.5	83.8	84.5	85.1	85.8	86.4	87.1	87.7	1.13
その他歳入	8.7	9.3	8.8	9.0	9.2	9.3	9.4	9.6	9.7	9.9	1.14
国債発行額	28.7	30.7	34.7	37.8	40.8	44.0	47.1	50.0	53.1	55.8	1.94
歳入・歳出とも合計	115.2	121.8	127.0	130.6	134.5	138.4	142.3	146.0	149.9	153.4	1.33
構成比 (%)											(%ポイント)
社会保障関係費	33.2	32.1	31.3	31.0	30.6	30.2	29.8	29.5	29.2	28.9	▲ 4.4
地方交付税等	16.4	16.9	16.6	16.2	15.8	15.5	15.1	14.7	14.5	14.2	▲ 2.2
国債費	24.5	23.8	24.7	25.2	25.6	25.9	26.3	26.6	26.8	26.9	2.4
総合防衛費	8.6	8.7	9.4	10.2	10.9	11.6	12.2	12.9	13.5	14.0	5.5
その他の歳出	17.3	18.5	18.0	17.3	17.1	16.8	16.5	16.3	16.1	15.9	▲ 1.3
税収	67.5	67.2	65.7	64.2	62.8	61.5	60.3	59.2	58.1	57.2	▲ 10.3
その他歳入	7.6	7.6	6.9	6.9	6.8	6.7	6.6	6.6	6.5	6.5	▲ 1.1
国債依存度	24.9	25.2	27.3	28.9	30.3	31.8	33.1	34.2	35.4	36.4	11.4
歳入・歳出とも合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0

(出所) 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」2025年8月7日経済財政諮問会議提出) をもとに算出。

(2) 総合防衛費は1ケタ台の8.6%から2ケタ台の14.0%へ比重を高め、

社会保障関係費は3割台の33.2%から2割台の28.9%へ比重を落とす一方、

税収は3分の2以上の67.5%から5割台の57.2%へ10.4ポイント低下し、

国債依存度は4分の1の24.9%から3分の1超の36.4%へ11.4ポイント上昇

構成比を見ると、歳出では、社会保障関係費が3割台(33.2%)から2割台(28.9%)へ陥落し、地方交付税等(▲2.2ポイント)やその他の歳出(1.3ポイント)比重を低下させる一方、総合防衛費は1ケタ台(8.6%)から2ケタ台(14.0%)へ大きく比重を増やし、国債費も2.4ポイント高め、財政硬直化を進めている。

社会保障関係費 33.2%→28.9% (▲4.4%ポイント)

地方交付税等 16.4%→14.2% (▲2.2%ポイント)

国債費 24.5%→26.9% (+2.4%ポイント)

総合防衛費 8.6%→14.0% (+5.5%ポイント)

その他の歳出 17.3%→15.9% (▲1.3%ポイント)

歳入では、全体の3分の2以上の67.5%あった税収が6割を切って57.2%に激減する一方、国債発行額(国債依存度)が全体の4分の1(24.9%)から3分の1を大きく上回る36.4%へ11.4ポイントも比重を高めている。

税収 67.5%→57.2% (▲10.3%ポイント)

その他歳入 7.6%→6.5% (▲1.1%ポイント)

国債発行額 24.9%→36.4% (+11.4%ポイント)

ここでも、軍拡優先の財政運営により、国民生活関連予算を犠牲にした上、財政危機を深めることが明らかとなる。

V. 防衛費 GDP 比3.5%で財政はどうなるか(4)

——3.5%目標は財政破たんの道——

(1) 総合防衛費の累計額は156.8～167.3兆円——財源確保策はあるのか？

1年前倒しケースで総合防衛費の2027～2035年度の9年分の累計は156.8兆円、2年前倒しケースで2026～35年度の10年間の累計は167.3兆円になる。

現行の防衛力整備計画は5年間だから、それに合わせて、2ケースについても最初の5年間で累計すると、前者は73.4兆円、後者は68.1兆円になる。現行計画43兆円の前者1.71倍、後者1.58倍だ。

なお、現行整備計画から2028年度以降に持ち越された既定分の後年度負担(16.5兆円マイナス2027年度分)が加わるが、同じような形で2036年度以降に負担を先送りすると考え、とりえず差引ゼロとして、話を前に進めることとしよう。

上記シミュレーションで明らかなように、両ケースとも国債依存度が2034年度には36.4%にまで高まる。それゆえ、財源確保策が最大の問題となる。現行計画の1.58～1.71倍もの財源を確保できるのか？ その前に、そもそも現行計画は財源を確保できているのか？

（２）現行防衛力整備計画の財源確保策

現行計画は、2023～2027年度の５年間の所要経費を43兆円程度、「各年度の予算の編成に伴う防衛関係費」を40.5兆円程度（2027年度は8.9兆円程度）とした²⁴⁾。

43兆円と40.5兆円の差額の2.5兆円程度については、①「自衛隊施設等の整備の更なる加速化を事業の進捗状況等を踏まえつつ機動的・弾力的に行うこと」で1.6兆円程度、②一般会計決算剰余金の想定以上の増加で0.9兆円程度、確保するという²⁵⁾。これについては、その後ろの文章で、「格段に厳しさを増す財政事情と国民生活に関わる他の予算の重要性等を勘案し、国の他の諸施策との調和を図りつつ、防衛力整備の一層の効率化・合理化を徹底し、重要度の低下した装備品の運用停止、費用対効果の低いプロジェクトの見直し、徹底したコスト管理・抑制や長期契約を含む装備品の効率的な取得等の装備調達最適化、その他の収入の確保等を行うこととし、上記剰余金が増加しない場合にあっては、この取組を通じて実質的な財源確保を図る」と書いている²⁶⁾。要するに、経費の効率化・合理化・最適化によって確保するということのようなのだ。

そして整備計画は、「2027年度以降、防衛力を安定的に維持するための財源、及び、2023年度から2027年度までの本計画を賄う財源の確保については、歳出改革、決算剰余金の活用、税外収入を活用した防衛力強化資金の創設、税制措置等、歳出・歳入両面において所要の措置を講ずることとする」²⁷⁾と記した。この中の「防衛力強化資金の創設」のため、2023年６月に「防衛財源確保法」（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法）が制定された（６月16日成立、同月23日施行）。

具体的には、2023～27年度の５年間で40.5兆円の財源をどのように確保するのか。財務省資料によると、別図のように図解している（図１）。

まず、2022年度当初予算の中期防対象経費5.2兆円を基準にして、それを上回る額を確保すればよいと考える²⁸⁾。5.2兆円は確保していると前提するわけだ。その上で、5.2兆円の５年分25.9兆円と40.5兆円の差額14.6兆円を５年間で確保することを考える（図の「歳出追加需要」）。

次に、整備計画は2027年度の防衛関係費を8.9兆円程度としたので、5.2兆円との差額の3.7兆円程度を2027年度で確保することになる。これについては、①歳出改革（経費削減）で1兆円強、②決算剰余金の活用で0.7兆円程度、③防衛力強化資金で0.9兆円程度、④租税措置（増税）で1兆円強、と見込む。５年間では、①で3兆円強、②で3.5兆円程度、③で4.6～5兆円強、計11.1～11.5兆円程度の見込みだ。④の「税制措置」（増税）の５年

24) 国家安全保障会議・閣議決定「防衛力整備計画」2022年12月16日、30ページ。

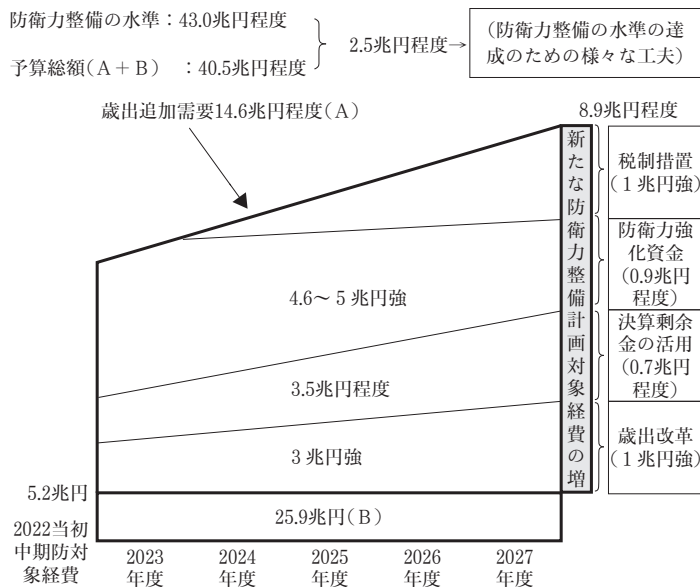
25) 同上。

26) 同上。

27) 同上、31ページ。

28) 防衛財源確保法の言葉を使えば、「政府は、令和５年度以降の各年度の予算に計上される防衛力整備計画対象経費の額が令和４年度の当初予算に計上された防衛力整備計画〔正しくは中期防衛力整備計画〕対象経費の額を上回る場合における当該上回る額に係る費用の財源に充てるため」（第１条第２項）となる。

図1 新たな防衛力整備計画に関する財源確保について



(出所) 財務省「令和5年度予算のポイント」2022年12月、6ページ、より作成。

(原注) 図はイメージ図であることに留意。

分は図には書かれていないが、11.1～11.5兆円程度と14.6兆円との差額の3.1～3.5兆円程度がそれになる。

なお、①の歳出改革については、すでに少子化対策（こども未来戦略）の財源となっている社会保障関係費²⁹⁾を除いた歳出について、毎年度、前年度より2100億円程度削減し、それを1年目2100億円程度、2年目4200億円程度、3年目6300億円程度、4年目8400億円程度、5年目（2027年度）1兆5000億円程度（1兆円強）と積み上げていき、その累計が3兆円強（3兆1500億円）になるということである³⁰⁾。

（3）国債に大きく依存した現行整備計画の財源確保策

だが、この財源確保策には多くの問題があり、じつは財源を確保できていないのだ。

第1に、財源確保策の前提となっている、2022年度当初予算の中期防衛力整備計画対象経費5.2兆円がすでに特例国債に依存していることを無視している。2022年度当初予算は

29) 2023年12月22日閣議決定「こども未来戦略」、同「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」。

30) 財務省の2023年度予算資料では、「社会保障関係費以外についてこれまでの歳出改革の取組を実質的に継続（対前年度+1,500億円程度）する中で、防衛力整備計画対象経費の増額のうち+2,100億円程度に対応する財源を確保」（財務省「令和5年度予算のポイント」2022年12月、7ページ）と意味不鮮明なことを書いているのは、こういう意味である（垣内亮「暮らしを犠牲に「戦争国家づくり」を進める戦後最悪の予算案」『議会と自治体』2023年3月号、10ページ、参照。ただし、数字は変更している）。

歳入・歳出総額107.6兆円のうち、特例国債に30.1兆円、28.5%を依存している。それゆえ、中期防対象経費5.2兆円のうち1.5兆円（＝5.2兆円×28.5%）が特例国債で賄われているわけだ。5年間では合計7.4兆円になる。つまり、40.5兆円のうち2割近く（18.2%）を特例国債に依存している。そもそも、出発点で「財源確保」はできていないのだ。

第2に、2023年度予算から防衛省・自衛隊などの施設整備費と艦船建造費を対象とする建設国債、いわゆる「防衛国債」が発行されている。2023年度当初予算で4343億円、補正で2043億円、2024年度当初予算で5117億円、補正で2289億円、そして2025年度当初予算で7148億円と、年々増えている。整備計画は防衛国債について一言も触れていないが、2025年度当初予算までの3年足らずで合計2兆円を超え、2兆940億円（施設整備費1兆2228億円、艦船建造費8710億円）に上っている（表4）。40.5兆円のうち5.2%だ。

表4 防衛国債の発行状況（2023～25年度）

（単位：億円）

項目	2023年度		2024年度		2025年度	合計
	当初	補正	当初	補正	当初	
施設整備	2,454	1,407	3,022	1,149	4,196	12,228
艦船建造	1,888	636	2,095	1,140	2,951	8,710
合計	4,343	2,043	5,117	2,289	7,148	20,940

（出所）一般会計予算書、各年度（当初、補正）、より作成。

第3は、防衛財源確保法によって決算剰余金を「防衛力強化資金」としたため、補正予算の特例国債への依存が深まったことだ。決算剰余金（半分は国債償還に用いられるので残り半分）は2022年度まで補正予算の財源となってきた。それを防衛財源とすることは、

表5 決算剰余金と防衛力強化前年度剰余金受入

（単位：億円）

年度	決算剰余金	防衛力強化前年度剰余金受入
2010	14,652	—
2011	19,790	—
2012	16,893	—
2013	14,494	—
2014	15,809	—
2015	2,544	—
2016	3,783	—
2017	9,094	—
2018	13,283	—
2019	6,852	—
2020	45,364	—
2021	13,812	—
2022	26,294	—
2023	8,517	13,131
2024	22,645	4,223

（出所）財務省『財政統計』、同「令和6年度決算概要」2025年7月、より作成。

（注）防衛力強化には前年度の決算剰余金の半額を受入（残りの半額は国債償還用）。

その分、補正予算が特例国債に依存することになる。「防衛力強化前年度剰余金受入」は2023年度補正予算で1兆3181億円、2024年度補正予算で4233億円、2年間の合計で1兆7414億円になる（表5）。40.5兆円に対する比率では4.3%だ。

第4は、「税制措置」（増税）が先延ばしにされ、財源確保できていないことだ。安保3文書と同じ日に決定された与党の2023年度税制改正大綱において、所得税・法人税・たばこ税の増税が盛り込まれたものの、施行については2024年以降の「適当な時期」に先送りされた。2024年度税制改正大綱でも「適当な時期」に先送りされ、2024年12月の与党の2025年度税制改正大綱で法人税（防衛特別法人税）とたばこ税の増税を2026年度から施行することが決まった（所得税については「引き続き検討」）。増収の見込額は、2026年度5720億円、2027年度9380億円、以降（平年度）9860億円である（表6）。2026、27年度合わせた見込額1兆5100億円は財源確保策（3.1～3.5兆円程度）の予定の半分以下である。

表6 2025年度税制改正における軍拡増税の増収見込額

（単位：億円）			
改正事項	2026年度	2027年度	平年度
1. 防衛特別法人税(2026年4月施行)	5,280	8,210	7,710
2. たばこ税の見直し(2026年4月施行)	440	1,170	2,150
合計	5,720	9,380	9,860

（出所）「令和7年度税制改正の大綱」2024年12月27日閣議決定、88ページ。元号は西暦に変更。

（原注）10億円未満四捨五入。計数は決定時のもので、今後変動がありうる。

（4）3.5%目標は財政破たんの道

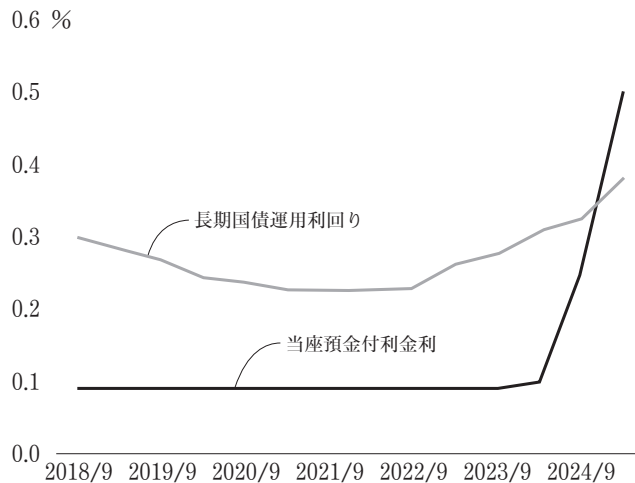
以上のように、現行整備計画の財源確保策はそもそも財源を確保できておらず、国債に大きく依存したものである。ましてや、現行計画の1.58～1.71倍もの総合防衛費は、「歳出改革、税外収入、決算剰余金、税制措置等」で賄える規模ではなくっており、シミュレーションで明らかにしたように、大量の国債（特例国債と防衛国債）に依存したものとなる。

これまで大量の国債発行を買い支えてきた日本銀行は、2024年12月の「金融政策の多角的レビュー」において、「非伝統的な金融政策手段を大規模かつ長期間にわたって継続する場合には、副作用をもたらしうる」ことを認めた上で、「引き続き、2%の「物価安定の目標」のもとで、その持続的・安定的な実現という観点から、金融政策を運営していく」とし、「非伝統的な金融政策手段は、短期金利操作の完全な代替手段にはなりえず、可能な限りゼロ金利制約に直面しないような政策運営が望ましい。景気悪化時に実質金利を引き下げることができるように、小幅のプラスの物価上昇率を安定して実現していくことが重要」とした³¹⁾。

つまり、かつてのような日銀頼りの国債発行・消化の時代には戻れないということだ。そのような下で2025年5月28日に発表された日銀の2024年度決算では、保有国債の評価損が28.6兆円と過去最大になったことが目立ったが、じつは当座預金の付利金利が初めて日

31) 日本銀行「金融政策の多角的レビュー：主なポイント」2024年12月19日、6ページ。

図2 日銀の長期国債運用利回りと当座預金の付利金利の推移



（出所）市川真一「日銀決算が示す金融政策の限界」PICTET, 2025年6月6日, より。

銀保有の長期国債の運用利回りを上回り、逆ざやになったことの方が重要だ（図2）。

評価損については、日銀が国債の満期保有の方針だから、期間損益には影響しない。だが、逆ざやの方は、日銀が政策金利を引き上げれば、当座預金への利払費が増えて、巨額の損失を計上する可能性があることを意味する。それは日銀と国債・円の信認に影響する問題である³²⁾。

このように、金融政策では、大量の国債発行が安易に許容される時代ではなくなっている。それを避けるには、防衛費の財源確保では、「歳出改革、税外収入、決算剰余金」をさらに増大した上で、消費税の増税などの大規模な「税制措置」も射程に入れざるをえない状況にあるということだ。

結局、防衛費 GDP 比3.5%への増額の行き着く先は、軍備拡充による東アジア地域における軍事的緊張の極度の高まりとともに、財政の破たん、もしくは物価高・高金利・景気後退、いずれかによる日本経済と国民生活の破壊でしかない。

防衛費の増額はアメリカのトランプ政権と内外の軍需産業を歓喜させても、生活関連予算の縮減と財政危機の深化によって大多数の国民の生活は苦しさを増す。国を守るという口実で行う軍拡が、守るべき国民の生命を危険にさらし、暮らしを破壊するのは矛盾である。防衛費は増額するのではなく、1%枠に戻すべきである。

おわりに——財政法制定時の担当事務官が念願したこと——

「国の予算その他財政の基本」を定めた財政法（1947年3月31日成立，同4月1日施行，

32) 市川真一「日銀決算が示す金融政策の限界」PICTET, 2025年6月6日, 参照。

<<https://www.pictet.co.jp/investment-information/market/deep-insight/20250606.html>>

1947年法律第34号)は、第4条第1項において、「国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない」とする健全財政主義、公債非募債主義を原則として定めた。その上で、但し書きを置いて、「但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金をなすことができる」と建設公債の発行を容認した。

この財政法の制定に当初から参画された平井平治氏(大蔵省主計局事務官)³³⁾は、同法の解説書で、「第4条は健全財政を堅持して行くと同時に、財政を通じて戦争危険の防止を狙いとしている規定である」³⁴⁾と述べられ、とくに後者について、「戦争危険の防止につ

33) 次の注34に掲げる著書のためと思われるが、平井氏はしばしば財政法制定時の「主計局法規課長」と記されることがある(「しんぶん赤旗」2008年4月24日「公債発行を禁じた財政法の規定はなぜできたの?」、田村秀男「防衛国債」でデフレ脱却だ『産経新聞』2022年2月13日、三橋貴明「財政法4条が戦争を引き起こす」『新経世済民新聞』2022年5月22日、本田悦郎「健全な財政」は「均衡財政」を意味しない」国家基本問題研究所『今週の直言』第1095回、2023年11月27日、等々)。だが、制定時(1946～47年3月)の「幹部職員」名簿(法規課長の欄)に同氏の名前はないので、ここでは「事務官」とした。平井氏は財政法制定後の1947年7月～49年3月に主計局第1～第3課長(1948年7月に廃止、主計官を設置)、1949年3月～52年7月に主計局司計課長(1950年7月～51年2月司計課担当主計官)に就かれている(大蔵省百年史編集室『大蔵省百年史』別巻、大蔵財務協会、1969年、Ⅱ「幹部職員変遷表」79～80、96～97ページ、参照)。司計課は予算の執行状況の監査や調査、決算の作成などを行う。なお、財政法制定時の主計局法規課長は石原周夫氏(のちの大蔵事務次官)である(同上、79ページ、財務省財政史編さん室編『昭和財政史～終戦から講和まで～』第4巻「財政制度」、東洋経済新報社、1977年、123、129ページ、参照)。石原氏の後の法規課長は、村上一、黒金泰美、佐藤一郎、白石正雄、村上孝太郎の各氏と続く(前掲『大蔵省百年史』79、96ページ、参照)。

付け加えると、私(梅原)も平井氏を主計局法規課長と思っていた(拙稿「防衛費GDP比2%の財政とはどういうものか」『地平』2025年6月号、77ページ)。確認を怠ったミスはお詫びするしかない。本注はその後の確認作業の産物であり、訂正である。

財政法の制定と平井氏との関係については、次の注34も参照されたい。

34) 平井平治『財政法逐条解説(第3版)』一洋社、1949年4月、37ページ(初版は1947年7月、再版は1948年1月)。なお、旧字は現代漢字に直した。同書については国立国会図書館のデジタルコレクションを利用した。

同書の「序」で、平井平治氏について、主計局長の野田卯一氏(のちの大蔵事務次官)は、「今回当局の平井君が財政法の解説を著はすこととなった。同君は主計局において、多年国家財政運営の枢要な任務を担当して来た。その表裏に通じた該博な知識と、殆んど凡ゆる場合に触れた豊富な経験は誠に貴重である。繁忙そのもののような生活の間に解説を書かれた同君の非常な努力に対しては、心より敬意を表する」(3ページ)と書かれ、主計局次長の河野一之氏(のちの大蔵事務次官)は、「畏友平井君は、永年大蔵省主計局において、予算の編成及び実行の中枢部にありと共に、今回の財政法の企画、立案については、当初よりの参画者であった。従って、財政法の解説を行う者としては最適任者である」(5ページ)と述べられている。

平井氏は同書執筆の経緯について、「もともと私は財政法規の専門家ではないのであるが、本法の立案に多少参画し、又屢(しばしば)意見を求められたという因縁によって4月、5月と各地に本法の解説の講演をせざるを得なかった。その際各地では適当な解説書の出版を求められた。又私の知人からも本法解説書の出版をしきりに薦められた。非才を省みずに、右の講演資料を綴って

いては、戦争と公債が如何に密接不離の関係にあるかは、各国の歴史を繙くまでもなく、我が国の歴史を觀ても公債なくして戦争の計画遂行の不可能であったことを考察すれば明らかである。又我が国の昭和七年度以来の公債を仮に国会が認めなかったとするならば、現在の我が国は如何になっていたかわずして明らかである。換言するならば公債のないところに戦争はないと断言し得るのである。従って、本条は又憲法の戦争放棄の規定を裏書保証せんとするものであるともいい得る」³⁵⁾と、財政法第4条が日本国憲法第9条を担保するものだと記されている。

この文章（とくに下線部）はよく引用されるので、ご存知の方も多だろう。だが、この文章には続きがある。

「然しながら実は本条も亦原則を定めたものであって既に現在においても他の法律によって幾多の例外を認めているのである。その例外は各種特別会計法、戦時補償特別措置法第六十四条第三項、金融機関再建整備法第三十三条、復興金融金庫及び産業復興営団出資払込金支弁のため公債発行に関する法律がその主要なものである。」³⁶⁾

このように、財政法第4条は「原則」にとどまり、現実にはすでに「幾多の例外」があって健全財政原則から外れているばかりか、建設公債主義にも反する状況が生まれていることを指摘されている。平井氏は実に公正な方だったように思われる。この指摘は当然、「財政を通じた戦争危険の防止」についての懸念・憂いへと通じるものでもある。

平井氏は、解説書の序文で、「財政法は財政に関する、重要な基本原則を明確にしている。即ち従来のように公債によって戦争を計画したり、インフレーションを招来して大多数の国民を塗炭の苦しみ突き落したり、国民の知らぬ間に、煙草の価格や通信費や、鉄道賃が何倍にもなったりすること等を一切禁止している。これ等をみると、なる程従来の財政法規に比して国民の総意を尊重していると、いい得ないこともない。又一部支配階級の専横を封じているともいい得る」³⁷⁾と財政法の意義を唱えられた上で、次のように書かれている。

「然し私には憲法や、会計法が不備であったがために戦争が計画されたり、インフレーション

解説書を公にしようとした、第1の理由はここにある。／僚友、柳澤英蔵君は、財政法規に関しては、わが国における権威者であって、財政法も同君の立案になるものである。従ってこの解説書も同君が執筆せられるのが最も適当であり、又そうあらねばならないのであるが、同君は財政法、会計法を始め幾多の特別会計法の施行政令、規則の立案その他に日夜忙殺せられていて寧日ないという有様である。そこで私に代わってこの解説の執筆を薦められ、而もこの私の執筆に校閲を約されたのである。これが私のこの決意をなさしめた、第2の理由である。」（6ページ）と記されている。

つまり、平井氏は財政法の企画・立案に当初より参画され、制定に関与されているが、平井氏自身によれば、財政法の立案者は柳澤英蔵氏とのことである。柳澤氏は平井氏の後任の司計課長である「1949年3月～52年3月法規課担当主計官、1952年8月～58年4月司計課長」（前掲『大蔵省百年史』別巻、96ページ、参照）。

35) 同上、40ページ。

36) 同上、40～41ページ。

37) 同上、6～7ページ。

ションが起ったりしたとは信ぜられない。やはり戦争を惹起したのは人であり、インフレーションによって大衆をこの惨めな生活に突き落したのも人である。こう考えて来ると如何に民主的な憲法が出来ても、立派な財政法が出来ても、其の運用に人を得なかったならば、所謂、猫に小判であって、意味をなさない。況んやこの財政法には幾多の抜道と、曖昧なところのあることは本文で指摘しているとおりである。」³⁸⁾

ここに登場する「幾多の抜道」が上記の「幾多の例外」を指すのはいうまでもない。

それゆえ、平井氏は次のように「念願」されるのだ——「従って私は総ては人にあると信じている。即ち民主的な人によって民主的に運用せられて、始めて、財政法は民主的であるといい得るのである。私はこの財政法が民主的な人によって民主的に運用せられて、この荒廃した、祖国を再建し、国民大衆を再びこのような惨めな生活の淵に突き落すことのないように念願する。これが脱稿直後の私の偽わらざる感じである」と³⁹⁾。

だが、平井氏の「念願」とは逆に、いまや、平井氏の後輩たちによって防衛国債の発行が容認され、財政法は民主的運用から一層逸脱してしまった。そして上記のシミュレーションで示したように、「抜道」・「例外」がさらに大きくなりつつある。「人」を得られなかったというよりも、戦後日本の国家体制（とくに対米従属の日米関係）に問題があると言すべきだろう。

平井氏が暗に懸念され憂いられたように、「公債のないところに戦争はない」はずだった日本は、「抜道」・「例外」を使って「財政を通じた戦争危険の防止」をなくしてしまい、「国民大衆を再び惨めな生活の淵に突き落す」道へと突き進んでいる——いわゆる「普遍的価値」（自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配）⁴⁰⁾をかなぐり捨てた第2次トランプ政権のアメリカをいまだ「同盟国」という幻想を盲信しながら。

（追記）

防衛省の「防衛力の抜本的強化に関する有識者会議」（会長：榊原定征・日本経済団体連合

38) 同上、7ページ。

39) 同上。

40) 前掲「国家安全保障戦略」3ページ。だが、2025年1月に発足した第2次トランプ政権のアメリカはいまや、自国本位の「力による支配」を信奉して、同盟国にすら一方的に高関税を課し、イランの核施設への爆撃やベネズエラの「麻薬船」（と称する船舶）の撃破（乗員殺害）等々、他国の主権を平然と侵害し、人権無視で「不法移民」を拘束・追放し、学問・言論の自由を弾圧するなど「専制国家」と化して「普遍的価値」を「擁護」する国ではなくなり、国家安全保障戦略はその前提を失っている。

2013年の国家安全保障戦略では、「我が国と普遍的価値や戦略的利益を共有する米国との同盟関係を進展させる」と書いており（国家安全保障会議・閣議決定「国家安全保障戦略」2013年12月17日、2ページ）、アメリカが普遍的価値を「共有」することが同盟関係の前提とされている。その流れで言えば、いまや普遍的価値を「共有」しないアメリカとは同盟関係を解消すべきことになる。

なお、「普遍的価値」論が、戦争の放棄・平和主義という「戦後日本の価値」を無視した価値論であることについては、拙稿「（資料）最近の防衛関係費をめぐる財政問題（Ⅱ）」（『大阪経大論集』第74巻第1号、2023年5月、132～133ページ）を参照されたい。

会名誉会長）が2025年9月19日に決定・公表した『報告書』は、「今年〔2025年〕は防衛力整備計画の3年度目であるが、情勢・環境の変化を踏まえ、抑止力・対処力の更なる強化は待ったなしの課題である。防衛力の強化のための施策を着実に実施するとともに、現在の安全保障環境に対峙する中で、更なる強化のための取組を不断に検討し、進めていくべきである」（22ページ）と記した上で、「また、近年の国際情勢や戦い方の変化の速さを踏まえ、防衛力整備計画の対象期間や、策定と見直しのサイクル等の在り方について、その先も見据えながら、より柔軟にするなどの工夫も検討すべきである」（同上）と述べて、防衛力整備計画の前倒し改定を示唆している。